

〔随想〕

「日の丸・君が代」強制は違憲・違法

—『世界の一環としての日本』という視点—

八 木 三 男

アメリカのワシントン・ポスト紙が「あからさまなナショナリスト」といった安倍晋三が、自民党の国会議員の三分の二という多数の支持をうけて次期自民党総裁に選出されたと聞いて、これから日本は小泉どころではなくなるなど思っていたら、その翌日の〇六年九月二十一日、東京地裁の判決、東京都の「日の丸・君が代」強制が違憲・違法といううれしいニュースが飛びこんできた。安倍の就任祝いとしては、こんなにふさわしい素敵なプレゼントもないだろう。

安倍は総裁に就任したその日に、間もなく始まる臨時国会の最重要法案として、愛国心を明記した教育基本法改悪案を位置づけただけでなく、かねてから「国

が危機に瀕したときに命を捧げるという人がいなければ、この国は成り立っていない」（〇四年十二月）といつて教育改革を強調していた極端に右翼的な国家主義者だからである。彼は教育を国家主義的に改変したうえで、いまの教育をよりいっそう激しい競争原理のなかに投げこむことを最重点政策だと表明している。しかし、こんどの臨時国会では、この判決が教育基本法改悪案の審議に大きな影響を与えることは避けられない。

* * *

判決の内容を大事などころだけ手短かに要約すれば、つぎのようである。

四〇〇人を超える教員が原告になった東京地裁の判決は、学校現場で「日の丸・君が代」を強制する東京都の通達を、都の教育行政が教育に介入した違憲・違法のものであり、無効とするという明快なものである。「教育基本法二〇条に反し、憲法一九条の思想・良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制約の範囲を超えている」。したがって「国歌斉唱の際に、国旗に向って起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負うものとは解することはできない」。

東京都は〇三年に卒業式や入学式における「日の丸・君が代」の実施方法を細かく定め、さらに職務命令で、教職員に起立して「君が代」を斉唱することを強制した。都教委の職員が教員の後方に立つて、それを監視し、声量まで点検した。不起立だった生徒がいた場合、指導不足として教員を処分し、管理職は直接個々の生徒に迫って強制させた。こうして三年間で三四五人の教職員が懲戒処分されたのである。

なお、判決の重要ポイントを要約すれば次のようである。

1、都教委の通達と一連の強制は「教育の自主性を侵害」し「教職員に対し、一方的な一定の理論や観念

を生徒に教え込むことを強制するに等しい」といつて、「教育基本法二〇条一項の（教育への）不当な支配に該当するもの」であり、「憲法十九条の思想・良心の自由の保障」にも違反するとして違法と明かに判示した。また、教育の自主性を侵害することは、とりもなおさず、子どもののびのびとした自由な発達を抑えこむに等しいといっているのである。

2、東京都が「日の丸・君が代」強制のよりどころにしている学習指導要領の国旗・国歌条項についても「教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制しないとの解釈の下で認められ」とし、その前提として、指導要領の法的拘束力についても「教育の自主性の尊重、教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という…大綱的な基準を定めたもの」といった。

こんどの判決の核心をなしている憲法と教育基本法の条文を参考のために掲げておこう。

「憲法」第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

「教育基本法」第二〇条 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行わ

れるべきものである。

2、教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

* * *

こんどの判決で違憲・違法といわれた、右翼的な国家主義者である石原都知事に率いられた都教委が〇二年に出した卒業式や入学式における「日の丸・君が代」の実施方法の通達や、教員の席の指定、起立・斉唱の強制などの職務命令は、あらかじめ憲法や教育基本法を教育行政の基本方針から削除、つまりそれを否定したうえで出されたものである。

石原知事の一期目の〇一年一月、東京都教育委員会「教育目標」と「基本方針」を全面改訂した。「教育目標」では、「人間尊重の精神を基調」「普遍的でしかも個性豊かな文化の創造」という教育基本法に基づいた文言が削除されて、「道徳心」「規範意識のある人間」という言葉が入り、「基本方針」では「日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して」という文言が削られ、「社会生活の基本的ルールを身に付け」る、「心の教育を充実

する」、「国際社会に生きる日本人を育成する」等の言葉が入る。さらに、「都民感覚と経営感覚をより重視して」、「効率的で透明性の高い学校経営への改革を進め」るといったのである。

つまり、憲法や教育基本法を否定すれば、「日の丸・君が代」を教職員にも、事実上生徒にも強権をもって強制し、かれらを恐怖に陥れた東京都の教育行政のようになるということである。

ところが、安倍新首相がいまの臨時国会で最重要法案と位置づけて、その成立に意欲を燃やしている教育基本法「改定」案は基本的には上記の東京都の「教育目標」や「教育方針」とそっくりなのである。それだけではなく、こんどの判決でよりどころになった上記の教育基本法第一〇条を変えて、権力や行政の不当な支配に服さない教育を、まったく逆に、労働組合など国民の側からの不当な支配に服することなく、権力が教育を支配できるように、彼らが策定した教育計画に基づいてなんでもやれるようにしようというのである。教基法「改定」案の主要な特徴の第一は、第二条で「教育の目標」として規定した愛国心をはじめとする二〇に及ぶ「徳目」が、東京都が「日の丸・君が代」強制

の根拠に使った指導要領の「道徳」とびったり符合するように、こんどは法律によって、教育を通じて国民の精神を統制しようとするにある。

特徴の第二は、政府が国会で審議する法律を通さずに、自分たちの教育政策を自由に学校教育で実現できる道をつくるということであろう。第一七条の「教育振興基本計画」がそれである。教育基本法改定をうちだした〇三年の中央教育審議会の答申は、「振興基本計画」の例として、全国学力調査の実施、習熟度別学習の拡大などをあげた。しかも「改悪」法案は、その「振興基本計画」の策定主体を単に「政府」としていることから、おそらく「内閣」直属の諮問機関で作成した政策を国会に報告するだけにとどめるものである。さらに地方公共団体にもそれを参考に計画化するように義務づけている。こうして「振興基本計画」に盛りこみさえすれば、第一七条によって法的根拠が与えられたとして、トップダウンで違法性のあるものも含めて権力が自在に教育に介入できるようにしようというのである。

こう見てくると、戦前の帝国憲法下の強力な権力、地方行政とともに警察権力でもある内務省が法律によ

らないで教育行政を直接支配した「勅令主義」を思い出す。さきの大戦中、日本の教育を破壊しつつした学徒動員^{*}、令も閣議できめたものだ。教育は「デスポティズム（専制支配）」にかぎるとした明治政府以来のイデオロギーである。

特徴の第三は、「教育振興基本計画」の内容である。上記の「日の丸・君が代」はむろん愛国心をはじめとする「徳目」の強制の可能性のほかに、競争的教育のいつそうの推進である。

安倍首相が掲げている教育改革は主としてつぎの三つである。① 学力調査で学校ごとに学力の優劣を競わせて、学校選択制を全国に広げる。② 国が監督官を全国に配置して、学校を監視、評価し、国が統制して、学校を序列化する。③ その序列化に対応して、学校ごとに教育予算を配分する。

これらの政策は、安倍首相がイギリスのサッチャー政権の教育における新自由主義政策から学んだものである。これらの競争的教育については、拙稿「競争と人間の本性」(『教育情報』85号)で概略を書いたので参照されたい。

*

*

*

日本の過去の侵略戦争も認めない安倍晋三を首班とする内閣が成立したこともあって、最近は一九三〇年代の後半の破局的な侵略戦争に突入していく時代に似てきたという論者が多くなったが、国際環境も国民の意識もまったく異なるから、それには厳密な考察を必要とするだろう。その可否を別にして、わたくしはその三〇年代後半の中国に対する全面侵略の開始、近衛内閣の成立といった時期に、日本の政治体制を他に先駆けて正確にも日本型ファシズムと規定し、果敢に評論活動を展開した戦間的な唯物論哲学者、戸坂潤の論考をあらためて読んでみたくなったのである。さきの大戦の敗戦六日前に、ファシズムの思想弾圧によって長野刑務所で四五歳の若さで斃れた戸坂潤が、日本型ファシズムの形成期に試みた方法や視点からいまいあらためてなにを学ぶかである。

『戸坂潤全集』第五巻（勁草書房 一九六七年）に収められている『世界の二環としての日本』（白揚社、一九三七年）の「序」につきのようにある。「日本は世界的な角度から見られねばならぬ、というのが私の一貫する態度だ。これは、日本は民衆の立場から見られねばならぬということに基くのである。ここに私が民衆と呼

ぶのは、支配者が考えるあの民衆のことではなくて、自主的に自分の生活を防衛して行こうとする民主的な大衆のことだ」

戦後、丸山真男は日本のファシズムをナチスと比較して、その道徳的装いと無責任性が際立つと指摘したが、戸坂は世界的にファシズムに共通する文化統制の一般原則は「道徳」だといった。一切の文化内容を道徳の名において弾圧し、道徳の名のもとに強要指導する。道徳ぶりこそファシシヨ化的デマゴギー文化の切り札だと断じた。法律は道徳化する。なにが非合法的で、なにが非合理的なのか、道徳には反対も反駁もしにくい。したがって、はじめにこの道徳を担ぎだした方が道徳的だということになる。そして、やがて不可侵なタブーになっていくのである。

前述した憲法や教育基本法を否定したうえで策定した東京都の「教育目標」としての「道徳心」「規範意識のある人間」にしても、「教育方針」の「社会生活の基本的ルールを身に付け」る、「心の教育を充実する」にしても、また、「改悪」教育基本法に盛られている二〇にも及ぶ法制化した徳目などは、法律が道徳化すると戸坂が指摘した視点で見れば、いっそう理解しやすい

だろう。

戸坂はまた、「思想動員論」のなかで、三〇年代の思想統制・動員を二段階に分けて考察している。①「思想善導」②「国民精神作興」③「国体明徴運動」の時間的順序にしがって統制が強化される。①は権力によって予断された善思想へ強制することであり、三〇年代前半は権力の目の敵は学生のマルクス主義思想だったが、いまなら「自虐史観」だろう。②については、文部省が国民精神文化研究所までつくったが、右翼ファシストの「日本主義」と同様に判然としなかった。

③にいたって、国体が帝国憲法が明文で規定する天皇制ということになり、権力も民間の封建的ファシズム諸団体も統一がとれるようになった。これを近衛内閣が「挙国一致」政策にして、国権的命令として報道機関をはじめすべての言論界や文化界に統制が貫徹する。ここでいいのは、ファシズム的思想統制も一気呵成ではなくはじまりも初期段階もあったということだ。

* 〇六年に平凡社の東洋文庫から、上記の『世界の二環としての日本』に『全集』未収の論考を増補して同名の二巻本が刊行された。「思想動員論」はその増補された論考のひとつである。

最近、安倍がいつていたらしいが、日本人の美点としての「助け合いの精神」とやらも、真意は、政府の義務としての社会福祉ではなく「助け合いの精神」ということだろうが、一九三〇年代の「日本的なるもの」のデマゴギーと符合する。世界のどの国や民族でも、権力や特権をもたない一般庶民はみんな「助け合って」生きてきたのであつて、それは世界中の一般庶民の特質・美点なのである。権力はそれを利用したり破壊したりしてきたに過ぎない。

このごろの支配層も三〇年代と同様に、「日本的なるもの」を懲^{しん}憑^{ぽう}して、それらが「古来の伝統」や「悠久の歴史」のようにいつてているが、有形の日本文化や美意識の多くは一五世紀末の応仁の乱以降のものであり、いまある村の共同体の原型は戦国から江戸時代、戸坂がいうように庶民に受け継がれている生活感覚や習俗も大概江戸時代に形成された。しかし一方、たとえば肉食のタブーは仏教の殺生の禁や神道の穢れの思想から、支配層を中心に庶民にも及んで、千年以上もつづいた伝統だが、日本のナショナリストは「日本的なるもの」として肉を食うなどはいわない。かえってあやしげなものも輸入してでも食えという。

戸坂が依拠しようと期待した「自主的に自分の生活を防衛して行こうとする民主的な大衆」は一九三〇年代では、あるいは幻影だったかもしれないが、いまや戦後六〇年かけて形成してきた市民社会的成熟のなかで、三〇年代よりはるかに政治的に経験を積み、訓練された自由で自主的な龐大な「大衆」がいる。

いま当面する政治的局面はいうまでもなく教育基本法「改悪」案の成立を阻止することにあるが、こんどの東京地裁の判決に限っていえば、東京都が控訴したこともあって、たたかいは出発点として新たな局面にいったということである。体調や力量の問題もあり、わたくしが参加していく充分な条件はないが、その画期的な内容をひろく国民に知らせるのが急務であるのは当然として、その内容を国連の諸決議をはじめ世界の民主的な国家の教育理念やその実際から照射して、日本の教育状況の特異性をより鮮明に明らかにする必要がある。そのうえで、インターネットがブッシュ戦争反対の運動を世界的に組織したように、日本から世界に発信しつづければならない。

（やぎ みつお・いがた京民教育研究所所長）

予防訴訟

「国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟」（九月二日、東京地裁判決は、君が代斉唱予防訴訟と呼んでいる。処分以前に、斉唱義務がないことを確認し、処分を未然に防ぐという意味で予防的訴訟である。この予防訴訟の形式は、「長野勤労事件」最高裁判決（一九七二年一月二〇日）の先例がある。敗訴であったが、その時の最高裁調査官の判例解説では、「自己の憲法上の権利を侵害するがゆえに、無効と信する法令等によりある義務を課せられた者が、その義務の不履行に対する不利益処分のおそれのために心ならずも、憲法上の権利を放棄してその義務を履行するか、それとも、あえて義務の履行を拒否して不利益処分を受けるかという選択を余儀なくされているような場合には、それが真に救済を必要とするものである限り、現実に不利益処分が行われる前であるからといって、司法的介入を拒否する理由はない」と予防訴訟を認めている。（堀尾輝久『教育に強制はなじまない』大月書店、二〇〇六年、を参考にした）

（TY）